

中小企業信用保険法第2条第5項第4号認定申請に係る必要書類について

【提出書類】

1 必要書類

印鑑登録を行っている印を押印した認定申請書 **2部**

※認定緩和により、認定申請書は1部でも可能となりました

※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所在地を記載してください。

※2 「3 本感染症の影響により、売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」欄には、本感染症の影響との因果関係が理解できる内容を簡潔にお書きください。

※3 認定申請書様式の選び方について (減少率：20%)

4号	通常様式	(直近1か月の実績とその後2か月の見込みを含む3か月の比較)	様式第4-(1)
	創業者等 運用緩和	(業歴が3か月以上1年1か月未満の前年実績のない創業者(※4)や、店舗拡大及び業容拡大により前年比較が困難な事業者用)	
		最近1か月と最近3か月比較	様式第4-(2)
		最近1か月と令和元年12月比較	様式第4-(3)
		最近1か月と令和元年10月～12月比較	様式第4-(4)

※4 様式第4-(2)を使用してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) 直近の確定申告書の写し(事業所の所在地の記載があるもの※)、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※事業所の所在地の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

(2) 申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

<法人>

(1) 現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、登記簿謄本等(直近3か月以内に発行されたもの、コピー可、インターネット不可)・・・1通

(2) 申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)・・・1部

【留意事項】

1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。

2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

3 金融機関等が申請者の代理で申請手続きを行う場合は、申請者からの委任状(代理申請者の氏名を明記したもの)が必要です。

【問合せ先及び申請先】

廿日市市産業部産業振興課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL 0829-30-9140 FAX 0829-32-1059